前橋公園　利用の手引き

令和７年４月

指定管理者　Made in MAEBASHI コンソーシアム

前橋市公園管理事務所

目　次

１．公園を散策・見学でご利用される場合について　・・・・・・３

２．公園の有料施設をご利用する場合について　・・・・・・６

（１）前橋公園　野外ステージ
（２）前橋公園　日本庭園和室

３．公園の使用に係る許可を得たい場合について　・・・・・・７

４．公園の使用に係る許可の基準について　・・・・・・９

５．公園の使用に係る許可の減免について　・・・・・・１７

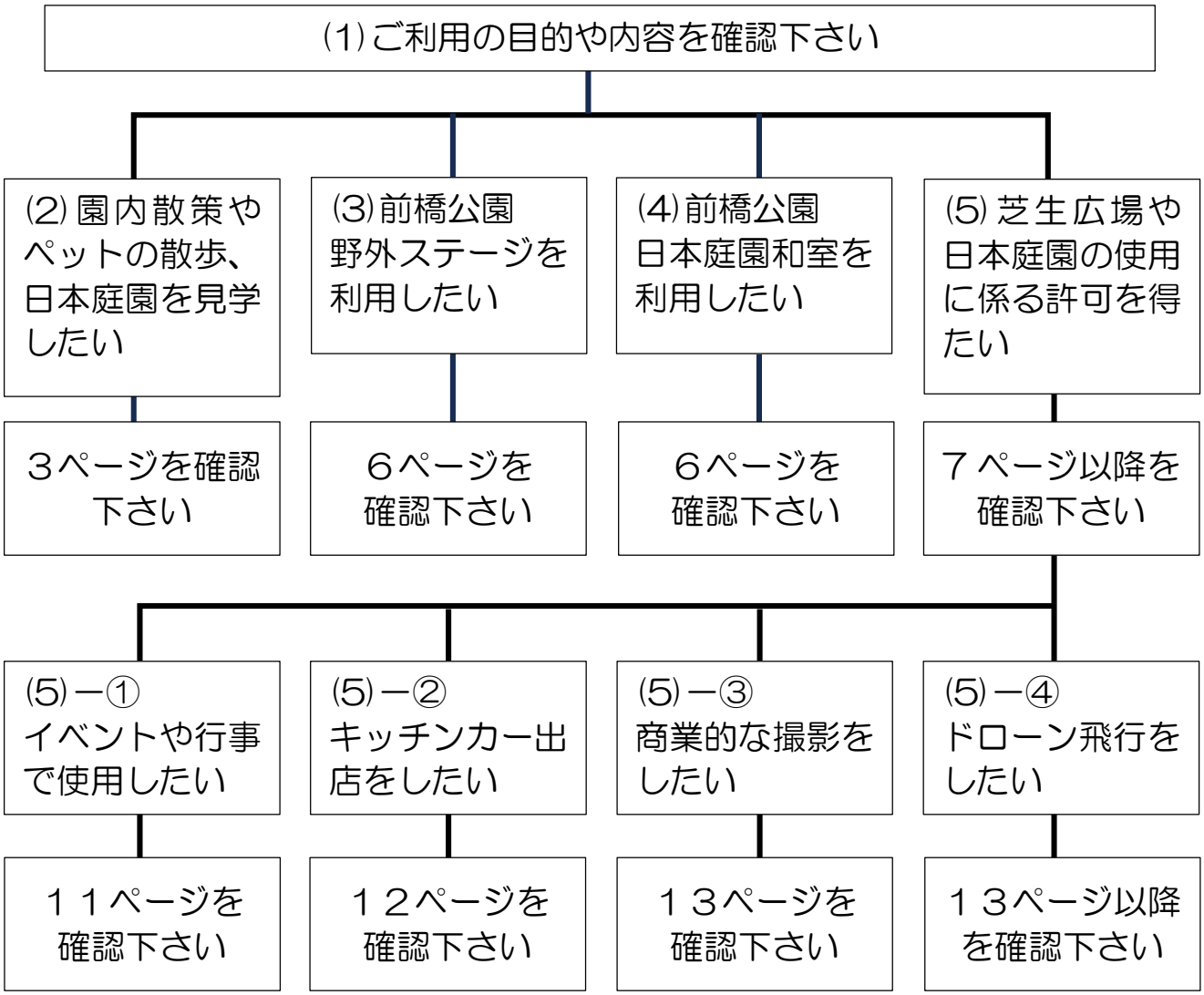

１．公園を散策・見学でご利用される場合について

都市公園は、原則「いつでも」、「誰でも」自由にご利用できる緑のオープンスペースとして、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場であると共に、自然環境の保全や防災の機能を備えた場所として整備されています。

前橋公園は、明治３８年に建設された市内最初の公園であり、前橋公園の敷地でもある日本庭園と合わせ市民の憩いの場として、春のサクラの時期をはじめ１年を通じ、以下のご利用の例をはじめとした様々な利活用を行うことができます。

公園利活用の内容（例）		
(1)	園内や日本庭園の散策・見学	・噴水やさちの池を巡る園路や自然を楽しみながらの散策、ペットを連れての散歩、日本庭園（開門時間があります）の散策等が可能です。
(2)	広場・ベンチ等での休憩	・芝生広場にシートを広げて持ち込まれたお弁当を食べる ・ベンチで読書をする、トイレ休憩等のご利用が可能です。
(3)	広場・園路での軽スポーツ	・園路でのウォーキングやジョギング、ストレッチ ・健康増進のための体操　等のご利用が可能です。
(4)	広場での遊び、レクリエーション	・芝生広場での駆けっこ、ご家族でのボール遊び、ダンスの練習　等の屋外でのアクティブなご利用が可能です。
(5)	水と緑の風景を記録	・公園風景の記念撮影やスケッチ 等のご利用が可能です。

都市公園は、原則自由にご利用できる公共施設ですが、使用方法や内容によっては多数の公園利用者や周辺地域にお住まいの方に大きな影響を及ぼすことがあるため、公園管理者に宛てて事前に申請を頂き、審査の上で許可が出た場合に可能となる事項があります。

考え方として、多数の公園利用者が近づけない状態になる等、公園内の一部範囲を大勢で独占的に使用する行為、営利目的による行為、多数の公園利用者の安全確保が必要となる行為については、許可が無いかぎり実施することはできません。

公園管理者に申請し許可を得る必要がある内容（例）			
(1)	有料公園施設を利用する場合	①野外ステージ	・音楽やダンスのイベント等で多数の参加者を募って利用する場合、申請が必要です。
		②日本庭園和室	・事前に予約頂き、申請を行って頂いた場合に利用が行える施設です。
(2)	公園内の広場や園路を使用する場合	③公園内の一部範囲を大勢で独占的に使用する行為	・事前に申し込みを行った方のみが参加できるイベント ・実施にあたり一定の範囲を必要とする行催事 ・大人数での運動やスポーツの大会　　等
		④営利目的による行為	・報酬を得て行う写真や動画の撮影 ・キッチンカー出店や物品販売　　等
		⑤多数の公園利用者の安全確保が必要となる行為	・落下の危険性が伴うドローンの使用 ・大人数で行われるイベントやスポーツ　等
		※③～⑤が重複する場合も、許可が無いかぎり実施することができません。	

都市公園は、原則自由にご利用できる公共施設である一方で、公の施設として、都市公園法及び前橋市公園条例をはじめ、地方自治法、健康増進法、群馬県迷惑防止条例、前橋市屋外広告物条例、刑法・民法などの各種法令に準ずる場所でもあることから、法令に抵触・これに反する行為は禁止となります。

公園の利用にあたり、法を根拠とする禁止行為を発見した場合は、公園管理者より注意勧告を実施致します。また安全・安心確保の観点から公園内には防犯カメラの設置がございます。

多くの方々がご利用頂く場所として、公共の福祉を確保するためご協力お願いします。

公園利用における禁止事項（例）			
(1)	刑法・民法に抵触する事項	①不法侵入行為	・公園施設に正当な理由なく無断で侵入、勧告を受けても退去しない等の行為
		②器物破損行為	・トイレに物を詰める、公園内の施設や自動販売機等を破壊する、落書きをする等の行為 ※スケートボード等の固い器物の使用は、公園内のベンチや階段等の破損に繋がる行為として禁止に該当します。
		③暴力や暴言を伴う威嚇行為	・脅迫、名誉棄損、侮辱、示威的な訴訟宣言等の言動にて、他者の人格又は尊厳を侵害する行為、他者への強要・恐喝となる行為
		④他者に危害や損害を与える行為	・他の公園利用者に怪我を負わせる可能性の高い行為、他者の財産を破壊する行為 ※ノーリードで犬を解放することや、スケートボード、BMX 自転車による曲乗りは、他の利用者の怪我に繋がる行為として禁止に該当します。
(2)	都市公園法及び前橋市公園条例による禁止事項	⑤竹木を伐採し、又は植物を採取する行為	・公園内樹木の枝を折る、花を取る等の行為
		⑥鳥獣類の捕獲、殺傷行為	・公園内に来訪した野鳥や犬猫をはじめとする愛護動物へ危害を及ぼす行為
		⑦立入禁止区域への進入行為	・公園利用者の安全確保のため、カラーコーン等で区切り、立入禁止を明示している場所や範囲に正当な理由なく無断で進入する等の行為
		⑧指定された場所以外への車両乗り入れ行為	・駐車場として区画線が示された場所以外に許可無く車両を乗り入れ、公園利用者に危害が及ぶ可能性が高い行為 ※自動車だけでなく、自動二輪車や原動機付自転車で園路等に進入する行為も該当します。
		⑨土地の形質を変更する行為	・工事等の正当な理由なく、公園敷地内で掘削や杭打ち、土壌採取する行為。園路の側溝蓋を取り外す行為
		⑩公園施設その他を損傷し、又は汚損する行為	・器物破損行為に該当。 ・飲食物の放置や意図的な食べ飲みこぼし、ペットの糞を放置する行為も施設汚損に該当します。
		⑪風致を害する行為	・公序良俗に反し、未成年に悪影響を及ぼす行為 ・大声による喧噪、大音量での音楽や宣伝等で公園利用や住民生活に影響を及ぼす行為 ※野外ステージでは音響機器を使用できる時間帯を厳守頂くことで利用が可能です

公園利用における禁止事項（例）			
(3)	その他関連法令に抵触する事項	⑫公園敷地内への不法投棄	・ゴミを放置する行為 ・家庭で飼育している愛護動物を放棄する行為 ・特定外来生物を公園内の池に放流する行為
		⑬焚火等、無断での火気使用	・バーベキューを行う行為も該当します。 ・ロケット花火や噴射式花火等、公園をはじめ周辺住居に火災を発生させる可能性がある行為 ※前橋市が指定した場所以外、公園敷地内でのバーベーキューは禁止
		⑭屋外広告物の設置や表示	・屋外広告物の設置禁止地域に該当するため、禁止となります。
		⑮禁止区画への車両駐車	・駐車禁止としている場所に車両を留め置く行為 ※「標章車専用」の道路標識がある箇所への駐車は道路交通法違反として取締り対象となります
		⑯都市公園の管理に支障を及ぼすおそれがある行為	・公園利用目的以外で公園の駐車場に長時間車両を留め置く行為 ・水遊びや洗車等で公園の水道水を大量に使用する行為
		⑰公園敷地内を不当に占拠する行為	・多目的トイレ（誰でもトイレ）、ベンチや休憩施設に長時間居座り、他の公園利用者が使えない状態にする行為 ・公園敷地内での野営行為
		⑱特定の政治活動・宗教活動	・特定政党の活動や選挙活動、特定政治団体や政治的意図を持っての集会、特定宗教結社の活動にて公園敷地を使用することはできません。
		⑲盗撮や卑わいな言動、客引きや勧誘行為	・スマートフォン等を用いて他の公園利用者の迷惑となる行為 ・他の公園利用者に拒否されてなお、つきまといをする行為
		⑳受動喫煙を生じさせる行為	・無断での火気使用と同様、火災を発生させる可能性が高く、望まない受動喫煙を生じさせるため公園内の指定場所以外での喫煙は禁止です。

・特に器物破損や他者に危害や損害を与える行為は利用者間のトラブルを招く可能性が高いため禁止となります。ご利用において充分に注意下さい。

例）シートを敷いてお弁当を食べるなどは可能ですが、他の公園利用者を排除して利用する場合については、利用の実態により許可申請が必要となる場合があります。

例）子供同士のゴムボール遊びや、バトミントン等、周囲の安全が確保できる内容の遊びは可能ですが、大人数での野球やサッカー、ゴルフの練習といった周囲への影響やケガに繋がる可能性の高いボールスポーツを行う事はできません。

例）スケートボードや BMX 自転車は園路やベンチ等の破損を招くと共に、他の利用者との衝突といったケガに繋がる可能性が高いため、「スケートボード広場」以外の利用はできません。

例）犬の散歩を行う事はできますが、イベント等で安全が確保できていない状況で、リードをつけずに離す行為は、他の利用者のケガに繋がる可能性が高いため行う事はできません。

２．公園の有料施設をご利用する場合について

前橋公園の野外ステージと、日本庭園の和室は、前橋市公園条例における有料公園施設に該当することから、一定時間以上、施設を利用されたい場合は、公園管理センターへの申請と施設の利用料金のお支払いが必要となります。

（１）前橋公園　野外ステージのご利用について

・野外ステージ利用には利用申請書の提出と許可が必要です。
・イベント等で参加者を募って長時間利用される場合にて申請を行って頂きます。
・野外ステージは、午前 9 時から午後 19 時まで利用可能ですが、音響を使用した音出しは、午後 16 時まで（時間厳守）となります。
・また近隣住居への配慮として、お昼時間の 12:00 から 13:00 までは音響の使用や音量を控え目にしていただくようにお願いします。
・電源を利用される場合、電源ボックスの鍵をお貸しします。電源の利用時間や鍵の用意を行う必要がございますので、利用申請書にその旨を記載ください。
・電源ボックスの鍵の借用についても前日や早い時間での貸し出しを希望される場合、利用申請書にその旨を記載下さい。鍵の返却は当日午後 16 時半（厳守）までとなります。

（参考）

・野外ステージの周囲（芝生や舗装広場部分）をご利用する場合は、公園使用許可申請に基づく許可も必要となります。
　例：有料観覧席等を設ける場合や車両や資機材をステージ側に設置する場合

（２）前橋公園　日本庭園和室のご利用について

・和室利用には利用申請書の提出と許可が必要です（共同での利用は不可となります）。
・茶会や会合等の他、イベント等にてご利用いただけます。
・施設内は火気厳禁となりますが、飲食等については公園管理センターにご相談下さい。
・利用可能時間は午前 9 時から午後 16 時 30 分までとなります。
・2 月中旬から 3 月下旬にかけ日本庭園が断水となります。水がなくなるわけではありませんが、3 月頃には池の水量が減少する可能性があります。
・その他、イベントや行催事にて利用が行えなくなる場合がありますので空き状況や予約について、公園管理センターにお問合せ下さい。
・3 月下旬から 4 月上旬の桜の開花時期は、通常より駐車場の混雑が予想されます。
　日本庭園和室の予約は出来ますが、駐車場が満車になっている場合があることをご了承いただいたうえでご予約願います。

（参考）

・日本庭園部分は、午前 9 時から午後 17 時まで（年末年始除く）開門しております。
・ご自由にご覧頂くことが可能です。
・結婚式の前撮りや映画撮影の場合は、公園使用許可申請に基づく許可が必要となります。
　（共同利用可能につき、譲り合って使用ください）

３．公園の使用に係る許可を得たい場合について

都市公園において、使用方法によって他の公園利用者や周辺住民に影響を及ぼすこともある制限行為を行いたい場合は、公園管理センターへ公園使用に関する申請書を提出頂き、公園使用の料金をお支払い頂くことが必要となります。

①イベント、行催事、興行、競技会、展示会、博覧会その他これに類する催し、募金に類する行為をする目的で、公園の全部又は一部を独占して使用すること
※イベントの告知等ではり紙、はり札、宣伝チラシ等を掲示する場合も含む
②公園の敷地内で、キッチンカーや物品販売のために一時的に使用すること
③商業的な撮影（写真、テレビドラマや映画、広告宣伝目的の動画撮影）をすること
④公園敷地内でドローン飛行を行うために公園の全部又は一部を独占して使用すること

（１）事前相談・予約

・公園管理センターへの電話、Ｅメール、窓口にて、公園の空き状況やご不明な点等をご確認の上、事前予約をお願いします。
・事前予約は原則として使用日が属する年度のものに限ります。
・前橋公園の日本庭園部分についても同様の公園使用許可申請が必要となります。

（注意事項）

・緊急工事や公共的なイベントの開催など、管理運営上の事情により、事前予約があってもご利用いただけない場合があります。

（２）公園使用許可申請の手続き

・公園使用許可申請書（指定様式）に必要書類を添えて提出して下さい。
・提出部数は２部（Ｅメールでの申請の場合は１部）になります。

（注意事項）

・許可申請書は本ホームページに掲載している指定様式をご使用ください。申請書の様式が変更となる場合がありますので、最新の様式を使用するようにしてください。

（３）許可の交付

・公園使用許可申請書の受付から審査を経て、概ね１０日程度で公園使用許可申請書に許可印を押印した許可証を交付します。

（注意事項）

・申請内容の不備がある場合、実施に向け事前調整を要する場合、申請の多い時期など、交付が遅れる場合があります。

（４）公園の使用

・公園使用の際は許可書を携帯し、許可条件を遵守するようにしてください。
また料金については、使用当日に公園管理センター窓口にてお支払い頂きます。

（注意事項）

・悪天候等で使用しない可能性がある場合などはあらかじめご連絡ください。

（参考）公園有料施設・公園使用の許可に関わる利用料金の考え方と計算例

前橋市都市公園条例より抜粋

別表第１（第８条、第13条関係）

公園名	有料公園施設の名称	使用料
前橋公園	日本庭園和室	午前9時から午後0時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで3,840円、 午前9時から午後4時30分まで7,700円
	野外ステージ	5時間以内1,200円、5時間を超える場合は、1時間につき100円を加算する。 ただし、1日につき1,720円を上限とする。

備考

利用者が会合者から入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、この表に定める使用料の5割を加算する。

使用料の額の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

別表第４（第13条関係）

区分	単位	単位	使用料
第4条第1項に規定する行為をする場合	物販販売（立売り）	1日につき	200円
	露店又は物品預かり所	1平方メートル1日につき	40円
	競技会、展示等	10平方メートル1日につき	40円
	公園地の使用者が会合者から入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、使用料の5割を加算する。		

備考

使用料が1年を単位として定められているものについて使用期間が1年未満のときの使用料は月割りに、使用料が1月を単位として定められているものについて使用期間が1月未満のとき又は使用期間に1月未満の端数があるときの使用料は日割りによるものとする。

使用料の額の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

１．料金計算例（料金徴収が無い利用の場合）

種類	区分	料金単価（円）	該当期間	単位	料金徴収有無による加算		小計
日本庭園和室	午前9時から午後4時30分まで	7,700	1	式	無	0	7,700
	午前9時から午後0時30分まで	3,840	1	式	無	0	3,840
	午後1時から午後4時30分まで	3,840	1	式	無	0	3,840

種類	区分	料金単価（円）	該当期間	単位	料金徴収有無による加算		小計
野外ステージ	5時間以内	1,200	1	式	無	0	1,200
	5時間を超える場合、1時間ごと	100	1	式	無	0	100
	1日（午前9時から午後19時まで）	1,720	1	時間	無	0	1,720

種類	区分	料金単価（円）		使用面積	単位	期間	単位	料金徴収有無による加算		小計
第4条第1項に規定する行為をする場合	露店又は物品預かり所 ⇒キッチンカー出店等	40	1m2あたり	1	m2	1	日	無	0	40
	競技会、展示等 ⇒イベント、写真撮影等	4	1m2あたり	1	m2	1	日	無	0	4

２．料金計算例（料金徴収が有る利用の場合、使用料の5割を加算する）

種類	区分	料金単価（円）	該当期間	単位	料金徴収により×0.5を加算		小計
日本庭園和室	午前9時から午後4時30分まで	7,700	1	式	有	3,850	11,550
	午前9時から午後0時30分まで	3,840	1	式	有	1,920	5,760
	午後1時から午後4時30分まで	3,840	1	式	有	1,920	5,760

種類	区分	料金単価（円）	該当期間	単位	料金徴収により×0.5を加算		小計
野外ステージ	5時間以内	1,200	1	式	有	600	1,800
	5時間を超える場合、1時間ごと	100	1	式	有	50	150
	1日（午前9時から午後19時まで）	1,720	1	時間	有	860	2,580

種類	区分	料金単価（円）		使用面積	単位	期間	単位	料金徴収により×0.5を加算		小計
第4条第1項に規定する行為をする場合	露店又は物品預かり所 ⇒キッチンカー出店等	40	1m2あたり	1	m2	1	日	有	20	60
	競技会、展示等 ⇒イベント、写真撮影等	4	1m2あたり	1	m2	1	日	有	2	6

４．公園の使用に係る許可の基準について

公園の使用許可に当たっては、申請の内容が以下の共通基準及び使用内容ごとの個別基準に適合するか審査をさせていただきます。

（１）公園使用の許可における共通基準

１）公園の設置目的等に適合していること

①「住民の屋外における休息、鑑賞、遊戯、運動その他のレクリエーション利用に供する」という公園本来の設置目的に反しない。

②公園施設である園路、広場及び駐車場等の設置目的を無視し、 利用者の憩いの妨げになる行為、他の法令の許可を要する場合に当該許可を得ていない行為又は公園の機能に支障を及ぼす行為については許可しない。

③それぞれの公園の性格、規模、効用、目的等を考慮の上、特に支障のある行為については許可しない。

２）公園利用者に危害を及ぼさないこと

・他の公園利用者の危険性を増大させる行為及び一般常識に照らして危険な行為については許可しない。その他、振動、騒音、悪臭、蛮行など公園利用者に嫌悪を生じさせる行為は許可しない。

３）他の公園利用者及び公園施設の管理の妨げとならないこと

①公園の一部又は全部を常時又は長期間定期的に使用し、他の公園利用者が利用できないようにする行為については、原則として許可しない。

②公園を汚し（軽微なものを除く。）、又は公園施設を損壊するおそれがある行為は許可しない。行為の結果、公園にどのような影響があるか予測し、判断する。

③公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為については許可しない。

④都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為については許可しない。

⑤一般来園者の公園利用及び公園施設の管理に支障を来さない箇所、方法で行われるものであること。

⑥特定政党の活動又は選挙活動若しくは特定宗教結社の活動のために使用する行為については許可しない。

４）公共の福祉、公序良俗に反しないこと

①青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれがあるもの及び人権侵害、差別又は名誉き損となり、又はなるおそれのあるもの、その他公園において行うことが不適切と認められるものは許可しない。

②法令等に違反、抵触しないことは当然として、公園において行うことがふさわしい行為であること。

③申請に係る行為が公園管理上又は公園周辺の秩序を乱すことが明白にかつ現実に予想されるときは許可しない。

５）事後処理が十分になされること

・大規模イベント等においては、ごみ処理、片付け等が速やかになされることについて、責任者、スケジュールが定められていること。

６）市民の平等利用に努めること

・申請内容、条件等が同様であれば、一方を許可し、他方を不許可にする等の不平等な取扱いをしないこと。

７）利用者・参加者から料金を徴収する場合は、金額が適正であること

①他の類似施設及び類似イベントと比較して社会通念上妥当なものと判断できること。

②申請者が他に類似イベントを実施している場合、必要に応じてその入場料等徴収金額の分かる資料を添付すること。

③類似施設イベント等を勘案し、社会通念上妥当でない場合には、収支計画書の提出を求めること。

④社会通念上妥当なものと判断できる範囲とは、類似施設及びイベントと比較して、均衡を欠くものではないこと。

８）その他

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第２条第６号に規定する暴力団員からの申請でないこと。

②行為による収入が暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律第２条第２号に規定する暴力団の利益になると認められるときは許可しない。

（２）公園使用の許可における個別基準その１

①イベント、行催事、興行、競技会、展示会、博覧会その他これに類する催し、募金に類する行為をする目的で、公園の全部又は一部を独占して使用すること
※イベントの告知等ではり紙、はり札、宣伝チラシ等を掲示する場合も含む

【イベント、行催事、興行を行うこと】

基準１：公園付近の住民の生活を脅かすおそれのあるものでないこと。
基準２：公園内で行われる興行として適切な内容であること。

・「興行を行うこと」とは、参加者等から料金を徴収して行うものを含みます。
（具体的な事例）
・ウォーキング教室、自然観察会など講師謝礼等で参加者から料金を徴収するもの

【競技会、展示会、博覧会その他これに類する催しのため当該公園の全部又は一部を独占して利用すること】

基準１：公園全体の独占利用は原則として許可しない。
ただし、公益上必要なもの等、特段の理由があるものについてはこの限りでない。
基準２：公園で行われる催しとして適切な内容であること。
基準３：催し等を行うことが可能な場所があること。
基準４：周辺道路の渋滞や駐車場の不足等が想定される場合に、主催者にて警備員の配置や当該公園外での駐車場の確保などの必要な措置が講じられていること。
基準５：内容が市民の休息、鑑賞、遊戯、運動、レクリエーションの用に供し、健康の増進、教養の向上等に寄与するものであること。

・展示物が設置される場合や演奏会が催される場合は、展示物が設置されている場所や演奏を行う場所だけではなく、当該展示物や演奏会を視聴するために周囲の敷地も独占する面積も含みます。
・参加者等が公園内で簡易なテントを張って利用する場合は、自由利用の範囲として認めますが、明らかに他の公園利用者の妨げになる場合は、移動等を求める場合があります。
・大規模なイベントを実施する場合には、原則として使用日の３か月前までに事前相談をお願いします。企画書等を確認させていただき、公園使用の可否について判断します。
・野球やサッカーはじめとするボール競技等の大会やスポーツ教室については、一般の公園利用者の安全確保等の観点から、競技用グラウンド等が整備されている前橋市のスポーツ施設のご利用をお願いします。
・興行やイベントの実施に伴い、複数日に渡り、容易に動かすことができない仮設工作物を設置する場合などは、都市公園法第６条第１項に基づく許可（都市公園の占用の許可）が必要となる場合があります。

【募金その他これに類する行為をすること】

募金等を行うことができるのは、次の１～４の全てに該当する場合とする。

基準１：募金等の目的が次の各号のいずれかである場合

・公益的かつ世間一般で有用と認知されたもの

・県内地域密着型プロスポーツチームを支援するため特に必要と認められるもの

・その他市長が特に必要があると認めた場合

基準２：実施主体又はその内容が次の各号のいずれかである場合

・基準１を目的とする募金等で、国、地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会が実施主体である場合

・当該公園の指定管理者が公園管理範囲内において基準１を目的に行う募金等で国、地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会、その他市長が認める団体に送金するもの

・県内地域密着型プロスポーツチームが当該チームの支援のために行うもの

・その他市長が認める団体

基準３：公園管理者が指定した場所において行うもの

基準４：実施方法が公園利用者に迷惑を及ぼさないものであること。

（３）公園使用の許可における個別基準その２

②公園の敷地内で、キッチンカーや物品販売のために一時的に使用すること

【物品の販売・頒布をすること】

基準１：当該公園の周囲の店及び公園施設（売店等）の販売状況等を勘案し、著しくそれらの支障になるような物品の販売でないこと。

基準２：物品販売等の内容、種類が公園内での販売として適正なものであること。

基準３：物品販売の価格が市場価格と比較して著しく上回らないこと。

基準４：公園内において物品販売等ができる場所は、公園利用者の利用の妨げとならない場所とする。

【キッチンカー（園内で車両等を用いて、一定の場所で販売を行う場合）出店をすること】

・前橋市の都市公園におけるキッチンカーの出店は、公園条例第4条に定める制限される行為に該当するため、原則として認めませんが、例外的に、イベント等において多くの来園者が見込まれる場合など、来園者等の利便性の向上に寄与すると考えられる場合に限り、イベント主催者等に対して出店を認めることとします。

基準１：本市が後援する事業、国や本市を含めた地方公共団体が主催・共催するイベント等において、多くの来園者が見込まれるなど来園者等の利便性の向上に寄与することが認められる場合

基準２：公園条例第４条第１項第５号に定める催しに付随して出店されるものであり、当該催しの主催者による申請で、来園者等の利便性の向上に寄与するなど十分な必要性があると認められる場合

基準３：指定管理者が管理施設内において自主事業として出店する場合

基準４：前橋市の事業実施（社会試験として実施の場合も含む）に当たり、公園管理部門として連携や協力が必要と認められる場合

（４）公園使用の許可における個別基準その３

③商業的な撮影（写真、テレビドラマや映画、広告宣伝目的の動画撮影）をすること

・業としての撮影と言います。撮影を職業として行う場合のほかに、イベント形式で参加料を徴収しての撮影会や、映画・ドラマ・ＣＭ等の撮影も含まれます。

・ドローン使用での撮影は、業としての撮影の場合に限り、個人での申請は許可しません。

・ドローン等を使用する場合は、次項も確認しお手続き頂きます。

基準１：公序良俗に反し、又は公園の品位を汚す撮影等でないこと。

基準２：他の公園利用者に対し、不便を与えるものでないこと。

基準３：他の公園利用者を排除して行う撮影等とならないこと。

許可申請が必要な撮影の事例

内容	許可申請		備考
	不要	必要	
１）記念撮影			
・個人や家族のスナップ写真撮影	○	－	プロに依頼しての撮影は下記該当
・社内報や会報のための撮影	○	－	－
・撮影を職業とする者による撮影	－	○	事前事後に撮影料を徴収する場合
２）広告・宣伝目的の撮影			
・個人、自社の社員等による撮影	○	－	－
・撮影を職業とする者による撮影	－	○	撮影会等のイベントも含む
３）写真集・雑誌等の撮影	－	○	－
４）映画・ドラマ・ＣＭ等の撮影	－	○	－
５）新聞等、報道機関による撮影	○	－	－
６）テレビ番組のための撮影			
・報道を目的とした番組撮影	○	－	－
・上記以外の番組撮影	－	○	参加料や購入者特典等を伴う場合

（５）公園使用の許可における個別基準その４

④公園敷地内でドローン飛行を行うために公園の全部又は一部を独占して使用すること

・都市公園内において、ドローン等（※）を飛行させることは、他の公園利用者の公園利用の妨げや、接触や落下等により公園施設等に損傷を与える、他の公園利用者に危害を及ぼすなど、公園の利用や管理に支障を来たす可能性が高いため原則として禁止とします。

・なお、ドローン等に含まれない重量 100 グラム未満のものも同様の取扱いとします。

・ただし、前橋市公園条例第４条第１項に規定する、「業として写真又は映画を撮影すること。」、「競技会、展示会、博覧会その他これに類する催しのため当該公園の全部又は一部を独占して利用すること。」等に該当する場合には、同条に基づく許可を受けたうえでドローン等を飛行させることは可能です。

※航空法上の無人航空機（重量 100 グラム未満のものを除く）と同定義とする。

【ドローン飛行に関する許可条件】

・ドローン等の利用に当たっては、下記の許可条件を遵守してください。

１）一般事項

①都市公園法、前橋市公園条例その他関係法令及びこの許可条件を遵守してください。

②公園使用に当たり、公園施設を損傷しないようにしてください。損傷及びこれに類する場合は、自己の責任と負担により原形復旧をしてください。

③使用場所は、必要最小限の範囲にとどめ、常時整理整頓し、公園敷地内の環境美化に努めるとともに、発生したゴミは、申請者にて処理をしてください。

④許可を受けた目的以外の行為は認められません。

⑤本申請に起因する事故等が起きた場合は、申請者が責任をもって解決してください。

⑥使用許可期間中であっても、法令やこの許可条件に違反するなど問題が生じた場合には許可を取り消すことがあります。なお、許可の取消しにより申請者に損失が生じても、前橋市及び指定管理者はその損失を補償しません。

⑦公園使用後は原状回復を原則とします。

⑧その他、公園使用に係る細部事項については、前橋市公園管理事務所及び指定管理者の指示するところによります。

２）飛行に関する事項

①ドローン等の飛行に関係する法令等を遵守すること。

②落下被害に対する保険に加入すること。

③危険と判断される場合は飛行しないこと。

④ドローン等及び周囲の状況を操縦者が常時目視により監視できる場所であること。

⑤人又は物件との間に 30 メートル以上の距離を保って飛行させること。

⑥ドローン等の飛行時には操縦者とは別に機体やカメラ等を操作しない現場監視員を配置すること。

⑦不特定多数の市民が集まる祭やイベント事業等の上空、危険物の輸送及び物件の落下並びに最大離陸重量が２５ｋｇ以上になるドローン等の飛行はしないこと。

⑧撮影を行う場合は、プライバシーの保護に関する配慮がなされること。

⑨前橋市による許可を受けて、公園にてドローン等を飛行させる場合は、必ず前橋市が発行する許可証等の書類を携帯すること。

⑩日の出から日没までの間の飛行とし、雨天時、降雪時、濃霧時及び強風時（風速 5m/s 以上）は飛行しないこと。

⑪機体及び各機器（バッテリー、プロペラ、カメラ等）に損傷や故障がなく、必要な届出や登録が行われている機体を用いること。

３）許可申請

・事前問合せ、飛行が可能かどうかの確認を取っていただいたうえで、飛行させる（準備、撤去等を含む）日の１４日前までに下記の書類により申請をお願いします。

①公園使用許可申請書

②飛行計画書（14～15 頁）

③飛行計画図：飛行範囲や操縦者、監視者などの位置を示した図を別途用意ください

ドローン等に関する飛行計画書

申請内容等		
申請者	住所	
	名称	
	代表者氏名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
飛行機材	登録記号	
	有効期間	
機体認証	□第一種機体認証　□第二種機体認証　□なし	
	有効期間（　　）	
飛行目的		
飛行期間	令和　年　月　日（　）　時から 令和　年　月　日（　）　時まで	
現場体制	現場責任者	
	操縦者氏名	
	補助者氏名	
技能証明	□一等無人航空機操縦士　□二等無人航空機操縦士　□なし	
	有効期間（　　）	
飛行空域	別紙飛行計画図のとおり	
飛行形態	□カテゴリーⅢ飛行 ※特定飛行 □カテゴリーⅡＡ飛行　□カテゴリーⅡＢ飛行	
	□カテゴリーⅠ飛行	

飛行に関するチェック項目等		
飛行要件（特定飛行に該当する場合）	1　技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行する。	□
	2　国土交通大臣の許可・承認を受けて飛行する。	□
	3　係留して飛行する。	□
飛行方法（航空法第１３２条の８６関係）	1　飲酒時の飛行禁止	□
	2　飛行に必要な準備が整っていることを確認した後の飛行	□
	3　航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するための方法による飛行	□
	4　他人に迷惑を及ぼすような方法での飛行禁止	□
飛行計画（航空法第１３２条の８８関係）	飛行計画を通報する。 ※特定飛行に該当する場合は必須。特定飛行に該当しない場合でも通報することが望ましい。	□
飛行日誌（航空法第１３２条の８９関係）	飛行日誌を作成し携行する。 ※特定飛行に該当する場合は必須。特定飛行に該当しない場合でも飛行日誌の作成及び携行が望ましい。	□
本市独自安全基準	1　雨天、降雪、濃霧時は飛行しない。	□
	2　強風時（風速 5m 以上）は飛行しない。	□
	3　機体やカメラ等の操作をしない現場監視者を配置する。	□
プライバシー保護（撮影映像を公表する場合）	総務省の『「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン』に沿ったプライバシー等への配慮がなされている。	□（映像非公表 □）
都市公園におけるドローン等の利用	本市が定める「都市公園におけるドローン等の利用について」に記載の許可基準の遵守	□

5．公園の使用に係る許可の減免について

・公園使用の許可について、行為の内容によっては、使用にかかる料金の減免対象となりますので、下表の行為に該当する場合には、許可申請書と併せて減免申請書を提出してください。

減免の対象となる行為		減免率	備考
(1)	学校教育法に規定する学校（注1）がその教育活動の一環として行う利用	全額	・入場料その他これに類する料金を徴収する場合は減免の対象としない。 ・参加者等を対象とした物品の販売を除く。
(2)	私立学校法に規定する幼保連携型認定こども園、専修学校、各種学校がその教育活動の一環として行う利用	全額	・入場料その他これに類する料金を徴収する場合は減免の対象としない。 ・参加者等を対象とした物品の販売を除く。
(3)	児童福祉法に規定する児童福祉施設（注2）がその設置目的に沿った活動の一環として行う行為	全額	・入場料その他これに類する料金を徴収する場合は減免の対象としない。 ・参加者等を対象とした物品の販売を除く。
(4)	国又は本市以外の地方公共団体が主催、共催する事業での利用	全額	―
(5)	本市又は本市の行政機関等が共催する事業での利用	全額	―
(6)	本市の後援を受けた者が行う事業での利用	全額	・入場料その他これに類する料金を徴収する場合は減免の対象としない。 ・参加者等を対象とした物品の販売を除く。
(7)	本市が出資等している法人（注3）その他市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体等が市の行政に寄与する目的のために行う利用	全額	―
(8)	指定管理者が管理する施設（公園）において、当該指定管理者が主催、共催及び後援等を行う事業での利用	全額	―
(9)	前橋フィルムコミッション事務局を通した申請による事業及び市のPRに繋がる撮影と認められる事業での利用	全額	・入場料その他これに類する料金を徴収する場合は減免の対象としない。 ・参加者等を対象とした物品の販売を除く。
(10)	その他特に必要があると認められるとき	その都度市長が定める	・入場料その他これに類する料金を徴収する場合は減免の対象としない。 ・上記以外の利用において主催者より然るべき書面にて申し出があった場合、所管部署への上程を行います。決裁に時間を要しますので直前での申し出は受付できません。 ・裁決の結果、減免に該当しない場合があります。

注1　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校
注2　助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
注3　公益財団法人前橋市まちづくり公社、公益財団法人前橋観光コンベンション協会、社会福祉法人前橋市社会福祉協議会、公益社団法人前橋市シルバー人材センター　等